

議案第48号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について(概要)

1 改正理由

宝塚市協働のまちづくり促進委員会(以下「促進委員会」という。)は、現在の第5期委員の皆様様の任期終了(令和5年(2023年)9月19日)をもって、設置から丸10年が経過する。

促進委員会はこれまで、協働のマニュアルや宝塚市協働のまちづくり推進条例をはじめ、本市の協働を進めるための効果的な仕組みづくりや啓発活動等に、市と協働で取り組んできた。

これまでの取組により、本市における協働を進めるための基盤となる仕組みづくりについては一定構築できたと考えており、今後はこれらの仕組みを基本としつつ、協働が実際にどのように進んでいるかを検証し、時代の変化にも対応しながら、さらなる協働の推進を図っていくことが必要である。

「仕組みづくり」を中心としたこれまでのフェーズから、仕組みを活かした「さらなる推進」という次のフェーズに移行していくため、10年の節目を迎える令和5年(2023年)9月19日をもって「促進委員会」を終了するとともに、促進委員会のこれまでの取り組みや考え方を継承しつつ、さらなる協働の推進を図っていくための「新たな会議体」を設置する。

2 改正内容

(1)附属機関名

現行	改正案
宝塚市協働のまちづくり促進委員会	宝塚市協働のまちづくり推進会議

<改正理由>

ア 他者を前に進める意味合いがある「促進」という文言を、自らが主体的に進める意味合いがある「推進」に変更し、今後一層、自らが主体的に協働を推し進めていく姿勢を表現する。

イ 「委員会」という文言を「会議」に変更し、市民目線のフラットな話し合いの場であることを表現する。

※ 別途、市民にとって親しみやすくなるような工夫として、愛称を設定する予定。

(2)担当事務

現行	改正案
協働のまちづくりの <u>促進</u> についての重要な	協働のまちづくりの <u>推進</u> についての重要

事項の調査、審議に関する事務	な事項の調査、審議に関する事務
----------------	-----------------

<改正理由>

上記 2-(1)-アのとおり。

(3)構成

現行	改正案
知識経験者又は市長が適当と認める者 14 人以内 公募による市民 3 人 市職員 2 人 計 19 人以内	知識経験者又は担当事務の遂行に適任 と認められる者 8 人以内 公募による市民 2 人 計 10 人以内

<改正理由>

現在は 19 人の委員に参画いただいているが、協働のマニュアル、宝塚市協働のまちづくり推進条例等、協働を進めるための基盤となる仕組みの構築にあたっては、協働に関する幅広い分野の団体・個人から委員としてご参加いただき、意見交換することが必要かつ有効であった。

今後はこれらの仕組みを基本としつつ、協働が実際にどのように進んでいるかを検証し、時代の変化にも対応しながら、さらなる協働の推進を図っていくことが必要であることから、より効率的・機動的な会議とするため、構成人数を変更する。

※ 構成メンバーについては、知識経験者、自治会・まちづくり協議会といった地域自治に関連する団体、テーマ型の活動を担う NPO 法人等の市民活動団体、市民活動・地域活動の支援を担う中間支援団体など、バランスに配慮しながら検討していく。

3 施行日

令和 5 年 9 月 20 日から施行する。

4 今後の取り組みのイメージ

促進委員会が担ってきた担当事務を継承しつつ、協働が実際にどのように進んでいるかを検証し、時代の変化にも対応しながら、協働のさらなる推進を図っていく。

具体的には、協働のまちづくり推進条例(5 年以内ごとに検証するとしている)や協働のマニュアル(3 年以内ごとに検証するとしている)の検証等を通して、協働が実際にどのように進んでいるかを把握するとともに、担い手づくり等の具体的な課題や時代の変化にも対応しながら、協働を推進するための方策を検討していく必要がある。

今後、促進委員会と一緒に、これまでの促進委員会の取組を振り返りながら、新たな会議体に引き継いでいく事項を検討していく。